

アンケート

① 中大生の意識調査

——中大の魅力のなさは入試の偏差値が原因か？——

現代の中大生、とくに法科の学生は母校中大をどう評価しているか。

昭和五九年五月に行われた法職講座の開講式で集った在學生に、配布されたアンケートに対して寄せられた回答率は五九%と六割に満たなかったが、当初の予想を上廻る回収率であった。その上、二七六通の回答者の内、実に五〇余名がアンケート用紙の余白に、○×式だけでは表現できない思いのたけを長文で書き連ねている。

どうすれば多摩移転後の中央を魅力のある大学にすることが出来るか、その方策を探るには在學生の意識調査が大切な情報源となると信じて、このアンケートは行われた。このところ法学部の入試合格者の成績順で上位百名のうち、入学手続をする者が二割に満たないという現実は、かつての黄金時代に中大の榮譽を担って来た一学年約百名の実力者層の大部分が、他学とくに早稲田に流れて、早稲田の実績向上に寄与してい

ることを雄弁に物語っている。私学への社会的評価は、ごく一握りのOBの社会的活躍と実績によって左右されて来た、過去の歴史的現実を直視することが必要である。入試の難しい、従って偏差値の高い学部であるという評価が、いわゆる有力予備校や有名高校が主流をなす受験界で定着しない限り、実力のある従って中大の実績向上に寄与できる受験生を集めることは殆んど絶望的である。雪崩的低落傾向のうちにも未だ余韻の残っている「中大法科」の伝統の火が消えない内に、起死回生の策をうつことが責任ある大学に期待される所以である。

資料一

法職講座を受講する皆さんへ！

(アンケート)

中央大学法曹会報編集委員会

貴方に該当する項目に○印をつけて下さい。

1 貴方が中大に入学した動機は？

a 法律を勉強しようと思ったから。

b 法曹を志したから。

c 他に入る大学がなかったから。

d ただ何となく。

2 中大以外に受験した大学は？

a 明治大学 b 法政大学 c 立教大学

d 早稲田大学 e 慶応大学 f 東京大学

g 一橋大学 h 都立大学 i その他

3 貴方は浪人の経験がありますか？

a ない。 b 一年ある。 c 二年ある。

d それ以上ある。

4 中大に魅力的な点があるとしたらどんな点ですか？

a キャンパスが広くて新しいこと。

b 教授陣が立派な顔ぶれなこと。

c 伝統があること。(とくに法科に)

d 運動競技に強いこと。

e 司法試験に受かり易いこと。

f その他

5 入学してみても、失望したことは？

a 休講が多いこと。

b 学生数が多いこと。

c 授業が満員で聞こえないこと。

d 中大の実績が低下したこと。

(司法試験の合格者数など)

e 授業内容がお粗末なこと。

f その他

6 中大にシンボルとなるものがあると感じますか？

a ない。 b 学長にある。 c 理事長にある。

d 総長職務代行にある。 e 伝統にある。

f 校舎にある。 g 教授陣にある。 h その他

7 貴方は司法試験を受ける意思がありますか？

a 全くない。 b 少しある。 c 大いにある。

8 (7でb、cと答えた人に) 在学中に合格しな

かったら、どうしますか？

a 留年する。 b 卒業して浪人する。

c あきらめて就職する。 d 勤めながら勉強する

e その他

9 (7でb、cと答えた人に) 卒業しても勉強する

としたら、何年やるつもりですか？

a 一年だけ b 二年 c 三年 d 四年

e 五年 f 受かるまで

10 (7でb、cと答えた人に) 司法試験に合格した

暁には、何を志望しますか？

a 裁判官 b 検察官 c 弁護士

- 11 (7でaと答えた人に)卒業後何の職業につきた
 と思いますか?
 a 公務員 b 自由業 c 会社員
 d その他
- 12 (7でaと答えた人に)中大を卒業することどの
 様な意義を感じますか?
 a 伝統ある法科の中大を出れば、社会でハクがつ
 く。
 b 在学中法律を勉強して実力をつけることが狙
 い。
 c 他の志望校が受からなかったから、止むを得ず
 入学しただけ。
 d とくに意義は感じない。
 e その他
- 13 中大が一流大学だと思っていますか?
 a 思う。 b 以前はそうだが今はダメだと思
 う。 c 全然思わない。 d その他
- 14 (13でb、cと答えた人に)将来、中大が一流に
 なれると思いますか?
 a 思う。 b 思わない。 c その他
- 15 学研連その他の研究室は利用価値があると思いま
 すか?
- 16 語学をはじめとする法律以外の一般教養科目や、
 専門科目で司法試験の選択科目に入っていないもの
 の履修の必要性は?
 a 全く不必要。 b 必要とは思いますが余裕がな
 い。 c 必要と思つて力を入れる。 d その他
- 17 貴方の卒業した高校は、いわゆる受験校でした
 か?
 a そのとおり。 b 多少そうだった。
 c 全く違う。
- 18 貴方は高校時代エリートだと思われていました
 か?
 a 思われていた。 b 多少思われていた。
 c 全く思われない、落ちこぼれだった。
 d その他
- 19 入学試験を受けないで入れる推薦入学制度をどう
 思いますか?
 a よい制度だと思う。 b 悪い制度だと思う。
 c わからない。
- 20 中大の入試で上位で合格した少数の人に授業料免
 除などの特典を与えることは、優秀な受験生を集め
 るよい方法だと思えますか?
 a 思う。 b 思わない。

21 予備校が週刊誌その他で発表している中大の入試

の偏差値が、私立大の中で余り高くないことは、貴方の入学に際し心理的に影響がありましたか？

a 全くなかった。 b 少しあった。

c 大いにあった。 d 中大の偏差値など知らなかった。

22 将来、中大の偏差値がもっと高くなれば、優秀な受験生がより多く集まると思いますか？

a 思う。 b 思わない。 c わからない。

23 貴方は入学試験(三〇〇点満点)で何点位得点したと思っっていますか？

a 二四〇点以上 b 二四〇点～二〇〇点

c 二〇〇点～一五〇点 d 一五〇点以下

e わからない。

24 中大に入学して嬉しいと感じましたか？

a 大変感じた。 b 少し感じた。 c 余り感じなかった。

25 (24でcと答えた人に)その理由は何だと思えますか？

a 東大など第一志望校に入れなかったから。

b 他の私大など第二志望校にも入れなかったから。

c その他

26 中大に願書を出すときに、教授陣の顔ぶれを知っ

ていましたか？

a 全く知らなかった。 b 一部知っていた。

c よく知っていた。

27 教授陣の中に著名な学者がいることは、受験生にとつて中大志望の動機となると思えますか？

a 思う。 b 余り思わない。 c 関係ない。

い。

28 総長か学長に著名な学者がいることは、受験生にとつて中大志望の動機となると思えますか？

a 思う。 b 余り思わない。 c 関係ない。

29 今日のシンポジウムの感想を一言お願いします。



在学生へのアンケート結果の分析

(59年5月実施)

I 回答率 四六七通中 二七六通。 五九%

II 内容

- 1 中大入学の動機は、“法曹を志したから”と
“法律を勉強しようと思ったから”を合わせる
と七八%と圧倒的。
- 2 併願校は、早大(三四%)、明大(一四%)、慶大
(一一%)、東大(七%)の順。
- 3 現役で入学は三六%。
- 4 中大の魅力は、法科の伝統(四四%)、キャンパ
スが立派(二八%)、教授陣の顔ぶれ(二六%)
の順。
- 5 入学後、失望したことは、実績の低下(三
六%)、学生数の多さ(二六%)、授業内容のお
粗末さ(二二%)。
- 6 中大のシンボルは、伝統にある(四二%)、ない
(二三%)、校舎(一八%)、教授陣(一二%)。
- 7 司試受験の意思は九七%がある。
- 8 在学中合格しなくとも、浪人する(三六%)、勤
めながら勉強する(三〇%)。
- 9 卒業後、二年やる(三二%)、受かるまでやる
(二五%)
- 10 合格後の志望は、弁護士(五八%)、判、検事(各
一七%)
- 11 中大が一流大学とは、全然思わない(三二%)、以
前はよいが今はダメ(三二%)、思う(一三%)。
- 12 将来、中大が一流になれるとは、思わない(五八
%)が思う(二八%)の倍以上。
- 13 学研連の利用価値を認めるものが約八〇%いる。
推薦入学制度を悪い制度とするもの(四〇%)が、
良い制度とするもの(三四%)を上廻っている。
- 14 授業料免除などの特典は、優秀な学生を集める方
策として、よいと思う(五二%)と思わない(四
八%)とが接近している。
- 15 中大入試の偏差値の低さが与えた心理的影響は、
あったとするもの(合計五七%)が、全くなかっ
たもの(三一%)を遥かに上廻っている。
- 16 全くなかったものも、将来、中大の偏差値が高く
なれば、優秀な受験生を集められると考えるもの
が四八%と、そう思わない二八%を引離している。
心理的影響が少しあった者は、将来、中大の偏差
値が高くなれば、優秀な受験生が集められるが六

六%、そうは思わぬが二〇%と差を大きくしており、心理的影響が大いにあった者に至っては、この点で集められるが七四%、そうは思わぬが一三%と圧倒的に偏差値向上の効果を肯定している。偏差値の低さに心理的影響があったとする者で、

将来、中大の偏差値が向上すれば効果が上ること
を認めるものは、いわゆる受験校といわれる高校の卒業生が七四%を占めており、語学や一般教養科目の履修の必要性を認めるものが八六%に達しているが、中大に入学して嬉しいと余り感じなかったものが三一%、少ししか感じなかった者が四二%もいるのは、他の志望校(第一志望校五二%、第二志望校三四%)に入れずに、中大に入学

② 中大出身三八期司法修習生に聞く

—首位奪回には、学生の質の向上が第一—

第三八期の修習生中、中大出身者へのアンケートは去年七月、前期の修習が終って実務修習へ散る直前の閑暇な時期を狙って郵送により行われた。現弁護士を務める中大法曹会員の御助力により名簿を入手することができたからである。

したがらであるとしている。

18 著名な学者が、教授陣の中にいることは、受験生が中大を志望する動機となることを認めるものは六一%と多いが、逆に総長や学長に著名な学者がいることは、志望の動機とはならないとするものが六五%もいる。

19 但し、中大に願書を出す段階で、教授陣の顔ぶれを一部知っていたものは四一%いるが、全然知らなかったものは五六%、と過半数であるところを見ると、教授陣に著名な学者がいることが、中大志望の動機になるとはいつても、その効果は半分以上望めまい。

以上

回収率は六五・六%と割に高く、匿名でと注記しておいたにも拘らず実名で返事を寄せた上、コメントを付して来た人が少なくなく、母校への評価の低落傾向に対する関心の深さを改めて浮彫りにしていた。司試の成績低下の原因については、二つの原因を挙げた解

答の六四%が学生の質の低下を、解答の六〇%が大学の力の入れ方の不足を指摘している。また、多摩移転は、この人達の合格には余り悪影響がなかったようである。しかし、都内に受験用設備を求める声は根強い。

資料三

中大出身の司法修習生の皆さんへ

—アンケート—

中央大学法曹会会報編集委員会

あなたの意見に該当する欄に○印をつけて下さい。

1 あなたが司法試験の受験を決意したのは？

a 中大入学前から

b 一、二年の時

c 三、四年の時

d 卒業後

2 受験勉強中に、所属又は関係したところは？

a 学研連

b その他の学内研究室

c 学内の私的サークル

d 他大学のゼミ

e その他の予備校等

f なし

3 (2でa、b、cと答えた人に)

受験準備のために、

a 他大学のゼミに参加もした。

b 他の予備校にも行った。

c 所属団体一本に絞った。

4. (3でa、bと答えた人に)

今になって考えると、

a 学内の研究室やサークルだけで勉強するより、

他大学のゼミに参加してよかった。

b 学内の研究室やサークルだけで勉強するより、

予備校に行ってもよかった。

c 他に行っても余り効果はない。

d その他

5 中大の法職講座を利用しましたか？

a 利用したが効果がなかった。

b 利用したが効果はなかった。

c 利用しなかった。

6 法職講座は役に立つと思いますか？

a 大変役に立つ。

b 余り役に立たない。

c 全然ダメ

7 (6でc又はbと答えた人に)

どういふ点で弱点があると思いますか？

- a カリキュラムの組み方が悪い。
- b 大学側の講師の講義内容が悪い。
- c 学員側の講師の講義内容が悪い。
- d 集まる学生の学力や熱意に問題がある
- e その他

8 (6でaと答えた人に)

どういふ点が良いと思いますか。

- a カリキュラムの組み方
- b 講師の講義内容
- c 学生の質や熱意
- d その他

9 学研連その他の学内研究室は、

- a 所属して大変勉強の役に立った。
- b 所属し余り勉強の役に立たなかった。
- c 所属しなかった。

10 (9でbと答えた人に)

何故ですか？

- a 自分が余り利用しなかったら。
- b 人数が多すぎたから。
- c 学力のある友人が他にいなかったから。
- d 先輩が余り教えてくれなかったから。
- e その他

11 あなたが一番利用価値があると思うのは？

- a 学内研究室の利用
- b 予備校
- c 学内の研究会主催の答案練習会
- d 他大学のゼミナール等
- e 受験友達のスークル
- f 自分の力のみ

12 多摩移転はあなたの勉強に

- a マイナスだった。
- b プラスだった。
- c 余り関係ない。

13 (12でaと答えた人に)

今後、中大の受験生にとってどうすればカバーできると思いますか？

- a 受験コースを特設して都心に建設した校舎を利用させる。

b 大学周辺の交通機関を整備する。

c 大学の近くに受験勉強専用の施設を作り、卒業した受験生の便益をはかる。

d その他

14 中大出の合格者が減少している理由は？

- a 偶然だと思ふ。
- b 大学の力の入れ方が足りない。

- c 卒業生が学内研究室を利用できない。
 - d 中大生の質が低下して来た。
 - e 環境のせいで勉強に熱が入らない。
- 15 中大の法学部は、法律学科と政治学科に分かれています。今後は、前者を、
- a 東大のように私法コースと公法コースに分けた方がよい。
 - b 受験コース（仮称）と就職コース（仮称）に分けた方がよい。
 - c 現状のままです。受験用のコースを特設するのがよい。
 - d 現状のままです。
 - e その他（ご意見があればどうぞ）
- 16 （14でbと答えた人に）
中大生の質の低下を防ぐ方策は？
- a ない。
 - b 今いる在學生や卒業生が頑張る、各方面の実績を上げて大学の評価を高めるしかない。
 - c 教授会が授業の仕方や人選に、もっと工夫すること。先決。
 - d 入試の偏差値を高める工夫（入学発表者数を減らすなど）をして、難関であることの印象を世間に抱かせればよい。

- e その他（ご意見があればどうぞ）
- 17 今後、司法試験の中大出身の合格者数はどうなると思いますか？

- a 今と変わらない。
- b 減る一方。
- c 増える。
- d 判らない。

- 18 中大出身者が合格者数で首位を奪回できるための

- 方策は？（第一と第二に○を）
- a 大学のカリキュラムの是正
 - b 教授の人選如何
 - c 学生の質の向上
 - d 学研連等研究団体の強化（浪人対策）
 - e 都内に受験用施設を作ること
 - f その他（ご意見をどうぞ）

以上

資料四

司法修習生（第三八期）へのアンケート

結果の分析（59年7月実施）

- I 回答率 六四通中 四二通。 六五・六%
- II 内容

- 1 受験を決意した時期は、三、四年の時が一番多

く三八%、中大入学前からが三一%。

2 学研連に所属していた人が全体のほぼ半数である。この内、他の予備校にも行った人が、殆んどである。その内の六八%の人が他の予備校にも行って良かったと思っっている。

3 法職講座について。

利用しなかった人が六七%で過半数だが、法職講座の開始時期が遅かったことにも原因がある。利用した人のうち、効果を認めた人は七%しかない。余り役に立たないと思っっている人が七三%と大部分である。

その理由は、大学側の講師の講義内容が悪いとするものと、集まる学生の学力や熱意に問題があるとするものが、一三人と一二人でほぼ同数。

カリキュラムの組み方が悪いとするものが、一〇人とそれに次ぐ。

4 利用価値があるのは、第一に予備校で四三%。

次に学内の研究室で二六%。学内の回答は一九%と低い。

5 多摩移転は、自分の勉強にマイナスだったと思う人は、余り関係ないと思っっている人と同数。

マイナスだったと思う人は、都心に受験コース用の校舎を特設することを提唱している。

6 中大出の合格者が減少している理由について

は、中大生の質が低下して来たことに求めるものが、六四%と最も多く、次いで、大学の力の入れ方が足りないとするものが六〇%。対策としては、学部の分け方は現状のまま、受験用コースの特設がよいとするものが、五七%と最も多い。

7 中大生の質の低下を防ぐ方策としては、

今いる在学生や、卒業生が頑張っって大学の評価を高めることに求めるものが、四一%と最も多いが偏差値対策を特に強調するものもある。

8 今後の中大出身合格者の見通しについては、減る一方と見る人が、八六%と圧倒的である。

9 中大出身者が合格者数で首位を奪回できるための方策は、

第一に、学生の質の向上 四五%

第二に、教授の人選 三八%となっており

研究室の強化や、カリキュラム是正、都内に受験用施設などの方策は、二六~三〇%と上記二つの方策に及ばない。

以上

中央大学法曹会会則

(制定昭和44・5・17 改正55・5・27)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学法曹会支部とする。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の

興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学法曹会東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学法曹員たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員にならうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事長 五名

三、常任幹事 五〇名以内

四、幹事 二百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学法曹会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席して意見を述べることが出来る。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を召集することが出来る。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当たる。議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

副議長は議長を補佐する。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の名候補者に推薦する

事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことが出来る。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつて支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附 則

この会則は、昭和五七年六月一日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時総会の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規定の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

- 1 東京弁護士会所属会員中より 八〇名以内
- 2 第一東京弁護士会所属会員中より 三六名以内
- 3 第二東京弁護士会所属会員中より 三六名以内
- 4 都内各裁判所所属会員（判事出身の

公証人を含む）中より

二四名以内

5 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）中より

二四名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

- 1 局長 一名
- 2 次長 五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

附則

この規定は、昭和五五年六月一日から施行する。

法職教育検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に法職教育検討委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会の事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中大法曹会選出の中央大学
法職講座運営委員会委員 一名

二、東京弁護士会ブロック 四名

三、第一東京弁護士会ブロック 二名

四、第二東京弁護士会ブロック 二名

五、裁判所ブロック 一名

六、検察庁ブロック 一名

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置く。

委員長は第三条に定める委員のうち、同条第一号の委

員を除いた委員で互選する。

委員長は会議を招集し、議長となる。

(審議事項)

第六条 委員会は第二条に定める目的を達成するため、随時審議決定する。

(意見の陳述等)

第七条 委員会は必要に応じて中央大学法職講座運営委員会委員長及び中央大学教職員等の出席を求め意見を聴くことができる。

委員会は中央大学学術研究団体連合会の本委員会と対置する委員会と年一回以上、合同会議を開催することとする。

附則

この規則は、昭和五八年七月二十九日から施行する。

昭和五九年四月一六日一部改正



中央大学法曹会役員等名簿 (昭和58・59年度)

一、中大法曹会顧問・役員等

(1) 顧問

石田寅雄 兼平慶之助 小池金市 後藤英三 堂野達也
(東弁)

井出甲子太郎 大塚喜一郎 金子文六 倉田雅充 藤井暹

宮田光秀 山本清二郎 八島三郎 (二弁)

石井一郎 大西保 松井宣 (二弁)

木戸口久治 (裁判所)

(2) 参与

小川泉 戸田宗孝 米田為次 (東弁)

小木貞一 齋藤岩次郎 橋本三郎 (二弁)

近藤三代次 鈴木近治 鈴木清二 (二弁)

外村隆 (公証人)

(3) 幹事長

信部高雄 (一弁)

(4) 副幹事長

(5) 常任幹事

安藤 章(東弁) 若林秀雄(一弁) 高橋守雄(二弁)
杉山英己(裁判所) 寺西輝泰(58年度檢察庁) 佐野眞一(59年度檢察庁)

赤坂正男 阿部三郎 安藤章 猪股喜蔵 内野経一郎

及川昭二 岡垣宏和 小竹耕 木川統一郎 佐藤義行

篠原千広 鈴木秀雄 須藤正彦 高木茂 滝沢国雄

繩稚登 原山庫佳 松永涉 水上喜景 森田洲右

岩田豊 岡田錫洩 梶原止 設楽敏男 萩原平

原秀男 山崎源三 吉本英雄 依田敬一郎 渡辺洋一郎

内山弘 小野田六二 笠井盛男 川坂二郎 坂本建之助

田宮甫 中津靖夫 野宮利雄 村山芳朗

糟谷忠男 河野信夫 藤原康志 村重慶一

佐野眞一 竹村照雄 寺西輝泰 水原敏博

(以上九名二弁)

(以上五名裁判所)

(以上五名檢察庁)

宗像紀夫

(6) 幹事

若林秀雄	松家里明	網取孝治	信部高雄	荻原静夫	安西愈	山田重雄	藤井光春	服部邦彦	茅根勉	田中隆志	菅沼卓郎	榊原哲治	倉田恭男	金沢恭男	稲田寛	伊佐山芳郎	秋知和憲
宮島崇行	羽田忠義	柴田徹男	小坂志磨夫	池田達郎	山田茂	堀合辰夫	浜秀和	天坂辰雄	玉田郁生	鈴木康洋	桜井公望	児島平	亀井忠夫	遠藤和夫	石井嘉夫	秋山邦夫	
柳沢義信	深沢勝	島田一彦	小又紀久雄	伊藤忠敬	山本忠義	本間崇	日野久三郎	中村茂八郎	田村五男	高嶋謙一	笹原桂輔	小林宏也	北村忠彦	太田常雄	石渡光一	秋山昭八	
山田賢次郎	深沢守	田口邦雄	斎藤尚志	居林與三次	横山昭	森高計重	深沢武久	名波倉四郎	田村護	多賀健三郎	柴田勝	紺野稔	久木野利光	大高満範	市川照己	浅見昭一	
吉弘正美	藤本博光	柘賢二	篠原由宏	大野忠男	(以上五九名東弁)		安原正之	福家辰夫	長谷川武弘	地田良彦	田嶋春一	白井正明	佐伯弘	日下文雄	奥原喜三郎	飯田義則	

(以上二六名一弁)

石黒竹男 今中美耶子 岩瀬外嗣雄 上野操 遠藤英毅

大井勅紀 大塚功男 大平惠吾 小海正勝 齋藤兼也

三枝信義 鈴木喜三郎 鈴木誠 高橋一郎 高橋守雄

多田武 田中美登里 千葉昭雄 中吉章一郎 船越広

古山昭三郎 村山幸男 諸永芳春 安井桂之助 雪下伸松

吉田和夫 荒木勝己 岡垣学 鹿山春男 川上正俊

(以上二六名二弁)

浅香恒久 荒木勝己 岡垣学 鹿山春男 川上正俊

佐藤歳二 新海順次 新矢悦二 長久保武 並木茂

生島三則 松岡登 杉山英己 長久保武 並木茂

(以上一三名裁判所)

飯田英男 今井良児 乙部二郎 窪田四郎 五島幸雄

高城竜夫 土屋守 寺西賢二 中津川彰 長山四郎

原武志 松浦恂 水上寛治 山崎惠美子 山邊力

(以上一五名檢察庁)

(7) 會計監事

吉住仁男(東弁) 森謙(一弁) 林田耕臣(二弁)

(8) 事務局

事務局長 松家里明(一弁)
次 長 及川昭二(東弁)

〃 篠原由宏(一弁)。

〃 上野 操(二弁)

〃 河野信夫(裁判所)

〃 五島幸雄(58年度檢察庁)

〃 寺西賢二(59年度檢察庁)

二、昭和五八・五九年度中央大学法曹会各種委員会名簿

◎印は委員長

○印は副委員長

(1) 人事委員会

赤坂正男 小池金市 繩稚 登 水上喜景(東弁)

萩原平 山崎源三(一弁)

◎大西保 野宮利雄(二弁)

山本和敏(裁判所)

窪田四郎(檢察庁)

(2) 会報編集委員会

浅見昭一 岡垣宏和 福家辰夫 ◎本間 崇(東弁)

萩原静夫 吉弘正美(一弁)

笠井盛男 中津靖夫(二弁)

奥平守男(裁判所)

中津川 彰(檢察庁)

(3) 会則改正委員会

赤坂正男 児島 平 小竹 耕 鈴木秀雄(東弁)

斉藤尚志 柴田徹男(一弁)

川坂二郎 ◎斉藤兼也(二弁)

新海順次(裁判所)

寺西輝泰(檢察庁)

(4) 法職教育検討委員会

内野経一郎 木川統一郎 鈴木康洋 玉田郁生(東弁)

岩田 豊 ◎柳沢義信(一弁)

鈴木喜三郎(二弁)

村重慶一(裁判所)

寺尾 淳(檢察庁)

森田洲右(中大法職講座運営委員会委員)

特別委員

榎本峰夫 片岡義広 中村治郎 西込明彦 細野静雄

安田隆彦(東弁)

田中 徹 元木 徹(一弁)

橘 節郎 中津靖夫(二弁)

(5) 大学問題委員会

◎小池 金市(東弁)

第一部会 水は部会長

赤坂 正男 阿部 三郎 日下文雄 佐藤 義行 水滝 沢国雄

縄 稚 登 森 田 洲 右(東弁)

大塚 喜一郎 岡 田 錫 洩 小 木 貞 一 山 本 清 二 郎 依 田 敬 一 郎

(一弁)

川 坂 二 郎 坂 本 建 之 助 松 井 宣(二弁)

岡 垣 学(裁判所)

岩 下 肇(検察庁)

第二部会

市 橋 千 鶴 子 猪 股 喜 藏 奥 原 喜 三 郎 紺 野 稔 佐 伯 弘

中 村 茂 八 郎 横 山 昭(東弁)

井 出 甲 子 太 郎 水 倉 田 雅 充 原 秀 男(一弁)

石 井 一 郎 斉 藤 兼 也 田 宮 甫 中 津 靖 夫(二弁)

竹 村 照 雄(検察庁)

第三部会

石 田 寅 雄 大 高 満 範 児 島 平 水 上 喜 景 山 本 忠 義

(東弁)

(6)

金子文六 設樂敏男 宮田光秀 八島三郎(一弁)
 内山弘 木大西保 鈴木誠 古山昭三郎 村山芳朗
 糟谷忠男(裁判所) (二弁)

中央大学創立百周年記念事業資金募金委員会

赤坂正男 石田寅雄 遠藤和夫 太田常雄
 日下文雄 ○児島平 小竹耕 小林宏也 佐伯弘
 神原卓郎 笹原桂輔 鈴木秀雄 須藤正彦 玉田郁生
 堂野達也 縄稚登 浜秀和 原山庫佳 水上喜景
 (東弁)

岩田豊 梶原止 ○設樂敏男 田口邦雄 萩原平
 深沢勝 深沢守 ◎宮田光秀 柳沢義信 山崎源三
 依田敬一郎 若林秀雄 渡辺洋一郎(一弁)
 小野田六二 笠井盛男 ○坂本建之助 鈴木誠 高橋守雄
 田宮甫 中津靖夫 野宮利雄 林田耕臣 諸永芳春
 安井桂之介 吉田和夫(二弁)
 岡垣学 藤原康志(裁判所)
 竹村照雄 岩下肇(検察庁)

昭和五八年度、昭和五九年度

中大法曹会会務報告の概要

事務局長 松 家 里 明

一、信部幹事長以下の執行部が誕生して早や二年経過し、任期を終えることになりました。

この執行部が全力あげて取り組みましたのは、いうまでもなく「法科の中央」の伝統を維持するために、いかにして多くの優秀な法曹を世に送り出すかでありました。

二、そこで執行部は、教授陣の強化充実と法職教育の強化充実を図るための問題点とその方策、法学部の入学試験の改善策について、中大法曹会内の大学問題委員会、法職教育検討委員会に諮問致しました。

諮問を受けた大学問題委員会及び法職教育検討委員会では部会を設け、更に主査及び特別委員を委嘱し、鋭意答申書作成に取り組まれたのであります。

会務報告書の行事を見て戴くとお判りのように大変活発な活動をして戴きました（主査、特別委員の打合せ会を行事に書き入れますとあまりにも多くなりますのでこれは省略）。

三、そのご尽力の結果、大変立派な答申書を執行部に提出されたのであります。

執行部はこの答申書を基に意見書及び要望書を作成し、昭和六〇年五月一三日学校法人中央大学理事長渋谷健一先生及び中央大学学長川添利幸先生に提出致しました。

四、会報編集委員会は、同委員会が主体となつて法職講座受講生に対するアンケート及び中大卒司法試験合格者に

対するアンケートを実施し、且つ中大教授陣と「中央」の将来を語る座談会を設け、意見の交換を行う等、母校の発展、伝統の維持のために積極的に活動されましたことはこの会報をご覧戴いてお判りのとおりでございます。五、又、信部執行部の大きな事業目的として中大創立百周年記念事業資金の募金活動がございました。

中大創立百周年事業資金募金委員会及び各ブロックの募金委員会が主体となって、大変熱心な募金活動が続けられました。その結果、宮田光秀委員長が報告されていますように学生会支部として最高の応募申込をし、所期の法曹会としての募金目標をほぼ達成できたのであります。

六、このような活動が出来ましたのは、偏えに熱心に活動されました各種委員会の委員の先生方のご協力と会員の先生方の母校を思う心によるものでありまして、ここに厚くお礼申し上げますと共に、法曹界における伝統維持のために不絶の努力が必要でありますので、今後とも会員の先生方のますますのご協力をお願い申し上げます。報告と致します。

以上



中央大学法曹会会務報告書

自昭和五八年五月二〇日
至昭和六〇年五月二八日

年月日	議事・行事	摘	要
58・5・20	第一三回執行部会 昭和五七年度定時総会	議題 昭和五七年度定時總會付議事項の件	於 法曹会館 議題 (一) 昭和五七年度会務報告の件 (二) 昭和五七年度会計報告並びに決算承認の件 (三) 中大百年募金状況報告等の件 (四) 評議員、協議員候補推薦の件 (五) 次年度中大法曹会役員決定の件 右に引続き行う 出席者 来賓を含めて一三〇名
58・5・26	中大学員会表啓訪問	幹事長、事務局長	
58・5・26	南甲俱樂部表啓訪問	幹事長、事務局長	
58・6・1	中大新入生に対する講演会	於中大多摩校舎 「法曹を志す人のために」 講師三名、事務局長参加	
58・6・2	執行部事務引継会	新旧執行部、事務局出席	
58・6・16	第一回執行部会	議題 (一) 運営日程決定の件 (二) 各種委員会委員選任の件 (三) 正副幹事長就任披露懇談会開催の件	
58・7・15	中大学研連委員長就任披露 懇談会参加	於日本工業俱樂部 幹事長等出席	

58 ・ 9 ・ 1	58 ・ 7 ・ 29	58 ・ 7 ・ 22	58 ・ 7 ・ 18
第四回執行部会	第一回幹事会	第三回 執行部会	第二回執行部会
<p>議題</p> <p>(一) 正・副幹事長就任披露懇談会開催の件 各種委員会開催の件</p> <p>(二) 正・副幹事長就任披露懇談会開催の件 昭和三十八年度会費徴収の件 中大百年募金に関する件 昭和三十八年度司法試験に関する件 常任幹事会、幹事会等開催日程決定の件</p>	<p>議題</p> <p>(一) 昭和三十八年度活動方針決定の件 各種委員会設置等に関する件 各種委員会委員選任の件 昭和三十八年度会費徴収の件 正・副幹事長就任披露懇談会開催の件 長期ビジョン委員会答申執行の件 中大百年募金に関する件 昭和三十八年度司法試験に関する件 常任幹事会、幹事会等開催日程決定の件</p>	<p>議題</p> <p>(一) 長期ビジョン委員会答申執行の件 本年度事業計画決定の件 各種委員会設置・廃止検討の件 各種委員会委員選任の件 昭和三十八年度会費徴収の件 中大百年募金状況報告の件 常任幹事候補者決定の件 正・副幹事長就任披露懇談会開催の件</p>	<p>議題</p> <p>(一) 常任幹事選任の件 各種委員会委員選任の件 本年度事業計画決定の件 正・副幹事長就任披露懇談会開催の件 昭和三十八年度会費徴収の件 中大法職講座運営委員会に協力する件</p>

58・11・14	第二回法職講座運営協力委員会	議題 (一) 中大法職講座運営委員会の法職教育資料説明報告の件 (二) 法学教育の強化充実策について
58・11・9	第三回会則改正委員会	議題 “中大法曹会は会長制を採用すべきか”について座談会を開催
58・11・1	第二回会則改正委員会	議題 “中大法曹会は会長制を採用すべきか”について座談会を開催
58・10・3	第一回大学問題委員会	議題 (一) 委員長選任の件 (二) 本年度活動方針決定の件
58・9・29	第一回法職講座運営協力委員会	議題 (一) 委員長選任の件 (二) 本年度活動方針決定の件
58・9・29	第一回会報編集委員会	議題 (一) 委員長選任の件 (二) 本年度活動方針決定の件
58・9・27	第一回会則改正委員会	議題 (一) 委員長選任の件 (二) 本年度活動方針決定の件
58・9・26	第一回人事委員会	議題 (一) 委員長選任の件 (二) 本年度活動方針決定の件
58・9・12	正・副幹事長就任披露懇談会	於 ホテルグランドパレス 出席者 来賓を含めて一一一名
58・9・9	第三回中大百年募金委員会	議題 (一) 委員長、副委員長選任の件 (二) 募金状況報告の件 (三) 本年度活動方針決定の件

58・12・12	法職講座合同懇談会	懇親会(忘年会)	於 法曹会館 学研連法職講座対策委員会との法職講座合同懇談会に法職講座
58・12・9	第一回常任幹事会 第二回幹事会	於 銀座三越 議題 (一) 昭和五八年度司法試験結果報告の件 (二) 正・副幹事長就任披露懇談会報告の件 (三) 会費納入状況報告の件 四 各種委員会活動報告の件 五 中大に法職教育に関する要望書提出承認の件 右に引き続き行う 出席者 来賓を含めて七二名	於 法曹会館 学研連法職講座対策委員会との法職講座合同懇談会に法職講座
58・12・8	中大司法試験合格者祝賀会参加	於 中大多摩校舎 学校法人中央大学、中央大学共催による昭和五八年度司法試験合格者祝賀会に幹事長等出席	於 中大多摩校舎 学校法人中央大学、中央大学共催による昭和五八年度司法試験合格者祝賀会に幹事長等出席
58・12・7	第二回要望書起草委員会参加	学研連法職講座対策委員会と要望書共同提出のため、法職講座運営協力委員会から起草委員三名出席	学研連法職講座対策委員会と要望書共同提出のため、法職講座運営協力委員会から起草委員三名出席
58・12・5	第二回会報編集委員会	議題 中大法曹第九号編集の件	議題 中大法曹第九号編集の件
58・11・26	第一回要望書起草委員会参加	学研連法職講座対策委員会と要望書共同提出のため、法職講座運営協力委員会から起草委員三名出席	学研連法職講座対策委員会と要望書共同提出のため、法職講座運営協力委員会から起草委員三名出席
58・11・25	第五回執行部会	議題 (一) 常任幹事会、幹事会開催の件 (二) 人事委員会開催の件	議題 (一) 常任幹事会、幹事会開催の件 (二) 人事委員会開催の件
58・11・18	第四回中大百年募金委員会	議題 (一) 募金状況報告の件 (二) 各ブロックの募金活動報告の件	議題 (一) 募金状況報告の件 (二) 各ブロックの募金活動報告の件

58・12・20	法職教育に関する要望書提出	運営協力委員会、執行部、事務局出席
59・1・17	第二回人事委員会	於 中大多摩校舎 幹事長、法職講座運営協力委員会委員長等、学研連委員と共に法職教育に関する要望書を中大常任理事に提出
59・1・20	第六回執行部会	議題 (一) 中大理事・監事候補者推薦の件 (二) 中大理事・監事選考委員選任の件
59・1・30	第三回会報編集委員会	議題 大学問題委員会諮問事項提出の件
59・2・14	第三回法職講座運営協力委員会	議題 中大法曹第九号編集の件
59・2・14	第七回執行部会	議題 (一) 要望書執行報告の件 (二) 中大法職講座運営委員会の経過報告の件 (三) 法職講座運営に関する座談会出席の件 (四) 学研連からの都内演習講座開設協力要請に関する件 (五) 法職教育に関する討議資料検討の件
59・2・15	第三回人事委員会	議題 (一) 大学問題委員会に提出する諮問事項決定の件 (二) 同委員会開催の件 (三) 法職講座運営協力委員会の目的変更の件 (四) 同委員会に諮問事項提出の件
59・2・18	法職講座運営に関する座談会	議題 (一) 中大理事・監事候補者推薦の件 (二) 中大理事・監事選考委員選任の件
		於 中大多摩校舎 中大法職講座運営委員会、学研連との法職講座の運営に関する座談会に法職講座運営協力委員会委員長等出席

59 ・ 4 ・ 16	第三回幹事会	議題 (一) 中大理事・監事候補者推薦の件 (二) 中大理事・監事選考委員会選任の件
59 ・ 4 ・ 9	第四回法職講座運営協力委員会	議題 (一) 中大法職講座運営委員会の経過報告の件 (二) 都心集中講座開設の件 (三) 諮問事項検討のための主査及び特別委員委嘱の件
59 ・ 4 ・ 2	第五回人事委員会	議題 財団法人白門奨学会理事・監事候補者推薦の件
59 ・ 3 ・ 28	第五回会報編集委員会	議題 中大法曹第九号編集の件 真田芳憲法学部長を迎えて座談会を開催
59 ・ 3 ・ 19	第二回大学問題委員会	議題 (一) 諮問事項審議の件 (二) 最近の法職教育の問題点説明の件
59 ・ 3 ・ 16	第二回常任幹事会	議題 (一) 中大理事・監事候補者推薦の件 (二) 中大理事・監事選考委員選任の件 (三) 法職講座運営協力委員会規則改正の件 (四) 幹事会、総会開催の件
59 ・ 3 ・ 12	第八回執行部会	議題 (一) 法職講座運営協力委員会に対する諮問事項決定の件 (二) 同委員会規則改正の件 (三) 中大法曹会総会開催の件
59 ・ 3 ・ 8	第四回人事委員会	議題 (一) 中大理事・監事候補者推薦の件 (二) 中大理事・監事選考委員選任の件
59 ・ 2 ・ 28	第四回会報委員会	議題 中大法曹第九号編集の件
59 ・ 2 ・ 21	第五回中大百年募金委員会	議題 (一) 募金状況報告の件 (二) 各ブロックの募金活動報告の件

59・5・28	昭和五八年度定時総会		於 法曹会館 議題 (一) 昭和五八年度会務報告の件
59・5・28	第一〇回執行部会		議題 昭和五八年度定時総会開催の件
59・5・18	中大協議員会、学員総会参加		於 ホテルニューオータニ 幹事長等出席
59・5・14	法職講座開講式及びシンポジウム参加		於 中大多摩校舎 法職講座開講式 テーマ「司法試験の合格をめざして」に副幹事長、法職講座運営委員等出席
59・5・10	第九回執行部会		議題 (一) 昭和五八年度定時総会開催の件 (二) 中大新入生に対する講演会に講師を派遣する件 (三) 中大百年募金費用支出の件 (四) 中大理事長選任経過報告の件
59・5・10	第六回中大百年募金委員会		議題 (一) 募金状況報告の件 (二) 各ブロックの募金活動報告の件
59・4・25	第六回会報編集委員会		議題 (一) 中大法曹第九号編集の件 (二) 新入生に対してアンケート実施の件 (三) 財団法人白門会奨学会理事・監事候補者推薦の件 (四) 法職講座運営協力委員会規則改正の件 (五) 各種委員会活動報告の件 (六) 昭和五八年度会計報告の件 (七) 昭和五九年度会費徴収の件 (八) 副幹事長、事務局次長(補欠)選任の件 (九) 昭和五八年度定時総会開催の件

59・7・18	幹事長より井上達雄中大創立百周年記念		
59・7・11	中大学研連委員長就任披露懇談会参加		
59・7・10	第一回大学問題委員会		
59・7・6	第一回法職教育検討委員会	議題 (一) 百周年記念館に法職教育のための場所確保要望の件 (二) 部会の活動状況報告の件 (三) 諮問事項答申の件	
59・7・4	第一回執行部会	議題 (一) 諮問事項についての部会設置の件 (二) 百周年記念館に法職教育のための場所確保要望の件	
59・7・4	第一回中大百年募金委員会	議題 (一) 募金状況報告の件 (二) 募金活動検討の件	
59・6・28	第二回会報編集委員会	議題 中大卒司法修習生に対するアンケート実施の件	
59・6・27	中大新入生に対する講演会	於 中大多摩校舎 “法曹を志す諸君へ” 講師三名、事務局長参加	
59・5・29	第一回会報編集委員会 昭和五八年秋、五九年春叙勲者、栄進者、 新入会員祝賀懇親会	議題 (一) 法職講座受講者に対するアンケート結果報告の件 (二) 中大卒司法修習生に対するアンケート実施の件	(一) 昭和五八年度会計報告並びに決算承認の件 (二) 各種委員会活動報告の件 (三) 副幹事長、事務局次長(補欠)選任報告の件 四 右に引き続き行 出席者 来賓を含めて一二四名

要望書の内容 “百周年記念館に法職教育のための場所確保の件”

於 日本工業倶楽部
幹事長等出席

議題
(一) 諮問事項答申の件
(二) 部会設置の件

議題
(一) 百周年記念館に法職教育のための場所確保要望の件
(二) 部会の活動状況報告の件
(三) 諮問事項答申の件

議題
(一) 諮問事項についての部会設置の件
(二) 百周年記念館に法職教育のための場所確保要望の件

議題
(一) 募金状況報告の件
(二) 募金活動検討の件

議題
中大卒司法修習生に対するアンケート実施の件

於 中大多摩校舎
“法曹を志す諸君へ”
講師三名、事務局長参加

議題
(一) 法職講座受講者に対するアンケート結果報告の件
(二) 中大卒司法修習生に対するアンケート実施の件

(一) 昭和五八年度会計報告並びに決算承認の件
(二) 各種委員会活動報告の件
(三) 副幹事長、事務局次長(補欠)選任報告の件
四 右に引き続き行
出席者 来賓を含めて一二四名

59・10・3	第五回会報編集委員会	議題 (一) 中大教授との座談会開催の件 (二) 中大法曹第九号編集の件
59・10・1	第三回執行部会	議題 (一) 学研連棟移転の件 (二) 中大百周年記念館を法職教育のために使用する件 (三) 中大百周年寄付金報償金配分の件 (四) 常任幹事会、幹事会開催の件
59・10・1	第二回大学問題委員会第三部会	議題 諮問事項答申の件
59・9・17	第二回法職教育検討委員会、第二回大学問題委員会第二部会(合同)	議題 (一) 学研連棟移転の件 (二) 百周年記念館についての要望書提出報告の件 (三) 中大法職講座運営委員会活動報告の件 (四) 部会活動報告の件 (五) 諮問事項答申の件
59・9・12	第四回会報編集委員会	議題 (一) アンケート結果取扱の件 (二) 中大教授との座談会開催の件 (三) 中大法曹第九号編集の件
59・9・6	第二回執行部会	議題 中大教授との座談会開催の件
59・9・6	第二回大学問題委員会第一部会	議題 諮問事項答申の件
59・7・31	第一回大学問題委員会第二部会	議題 諮問事項答申の件
59・7・30	第一回大学問題委員会第三部会	議題 諮問事項答申の件
59・7・30	第三回会報編集委員会	議題 中大卒司法修習生に対するアンケート結果報告の件
59・7・25	第一回大学問題委員会第一部会	議題 諮問事項答申の件
	館等建設委員長に要望書提出	

59・12・12	第四回法職教育検討委員会、第四回大 学問題委員会第二部会(合同)	議題 (一) 大学教授との座談会報告の件 (二) 中大法職講座運営委員予備委員選任の件
59・12・7	第五回執行部会	議題 (一) 故水流正彦氏に弔意を表する件 (二) 幹事会及び忘年会打合せの件 (三) 中大法曹第九号の執筆依頼の件 (四) 中大法職講座運営委員会予備委員選任の件
59・12・5	第四回大学問題委員会第一部会	議題 諮問事項答申の件
59・12・1	中大教授との座談会	於 中大多摩校舎 テーマ“中央”の将来を語る 執行部、各種委員多数参加
59・11・15	第六回会報編集委員会	議題 中大法曹第九号編集配布の件
59・11・5	第三回法職教育検討委員会、第三回大学 問題委員会第二部会(合同)	議題 (一) 中大法職講座運営委員会活動報告の件 (二) 部会活動報告の件 (三) 諮問事項答申の件
59・11・1	第二回大学問題委員会(全体)	議題 諮問事項検討の件
59・10・31	第三回大学問題委員会第三部会	議題 諮問事項答申の件
59・10・24	第二回中大百年募金委員会	議題 (一) 募金状況報告の件 (二) 募金活動検討の件
59・10・24	第一回人事委員会	議題 中大法職講座運営委員会委員推薦の件
59・10・16	第四回執行部会	議題 中大法職講座運営委員会委員改選の件
59・10・16	第三回大学問題委員会第一部会	議題 (一) 諮問事項答申の件 (二) 起草委員選任の件

60・1・25	第二回人事委員会	議題 (一) 中大評議員候補者推薦委員推薦の件 (二) 中大評議員候補者推薦の件 (三) 白門奨学会評議員推薦の件 (四) 白門奨学会貸費生選考委員推薦の件
60・1・22	第三回中大百年基金委員会	議題 (一) 募金状況報告の件 (二) 募金活動検討の件 (三) 中大百周年式典、祝賀会日程報告の件
60・1・18	第七回執行部会	議題 人事委員会審議事項の検討
60・1・18	第三回大学問題委員会(全体)	議題 諮問事項答申の件
60・1・11	第五回法職教育検討委員会、第五回大学問題委員会第二部会(合同)	議題 諮問事項答申の件
60・1・10	第五回大学問題委員会第一部会	議題 諮問事項答申の件
	懇談会(忘年会)	右に引続き行う 出席者 来賓を含めて六五名
59・12・20	第一回常任幹事会 第一回幹事会	於 銀座三越 議題 (一) 中大法職講座運営委員会委員一名推薦の件 (二) 中大百周年記念館についての要望書提出の件 (三) 昭和五九年度司法試験結果報告の件 (四) 会費納入状況報告の件 (五) 各種委員会活動報告の件
59・12・20	第六回執行部会	議題 幹事会、忘年会運営に関する件
59・12・17	第四回大学問題委員会第三部会	議題 諮問事項答申の件
		(三) 諮問事項答申の件

60・3・26	第九回執行部会	議 題 (一) 中大法曹会顧問役員等決定の件 (二) 各種委員会委員決定の件 (三) 常任幹事会、幹事会及び定時総会開催の件
60・3・14	中大法職講座運営委員と法曹会執行部との懇談会	於 大学会館 幹事長他多数出席
60・3・12	第八回法職教育検討委員会、第五回大学問題委員会(全体)	議 題 (一) 諮問事項についての答申書確定承認の件 (二) 学研連棟を校門外移転要望書提出承認の件
60・2・28	第四回大学問題委員会(全体)	議 題 諮問事項答申の件
60・2・27	第三回人事委員会	議 題 (一) 中大評議員会議長推薦の件 (二) 中大評議員候補者推薦の件
60・2・25	第八回会報編集委員会	議 題 中大法曹第九号編集の件
60・2・15	第八回執行部会	議 題 (一) 人事委員会審議事項検討の件 (二) 答申書に基づく意見書作成の件
60・2・15	第六回大学問題委員会第三部会	議 題 諮問事項答申の件
60・2・15	第七回法職教育検討委員会、第七回大学問題委員会第二部会(合同)	議 題 (一) 司法試験ガイダンスに関する要望書提出の件 (二) 諮問事項答申の件
60・2・15	第六回大学問題委員会第一部会	議 題 諮問事項答申の件
60・2・4	第六回法職教育検討委員会、第六回大学問題委員会第二部会(合同)	議 題 (一) 法職講座運営委員会活動報告の件 (二) 諮問事項答申の件
60・2・1	第五回大学問題委員会第三部会	議 題 諮問事項答申の件
60・1・31	第七回会報編集委員会	議 題 中大法曹第九号編集の件

60・3・27	第九回会報編集委員会	議題 中大法曹第九号編集の件
60・4・9	第四回人事委員会	議題 (一) 中大評議員会内選任評議員選考委員候補者推薦の件 (二) 中大評議員候補者(補欠)一名推薦の件
60・4・9	第一〇回執行部会	議題 答申書に基づく意見書作成の件
60・4・9	第一〇回会報編集委員会	議題 中大法曹第九号編集の件
60・4・13	中大法職講座運営委員会主催公開シンポジウム参加	テーマ「司法試験の合格をめざして」 事務局長出席
60・5・8	第一一回会報編集委員会	議題 中大法曹第九号編集の件
60・5・9	第四回中大百年募金委員会	議題 募金状況報告の件
60・5・28	第一一回執行部会	議題 昭和五九年度常任幹事会、幹事会及び定時総会運営の件
60・5・28	第二回常任幹事会 第二回幹事会 昭和五九年度定時総会	於 銀座三越 議題 (一) 昭和五九年度会務報告の件 (二) 昭和五九年度会計報告並びに決算承認の件 (三) 各種委員会活動報告の件 (四) 意見書及び要望書提出承認の件 (五) 次年度中大法曹会幹事及び会計監事選任の件 (六) 中大評議員等推薦承認の件
60・5・28	昭和五九年度秋、六〇年春叙勲者、栄進者、新入会員祝賀懇親会	右に引続き行う

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50

あとがき

中大法曹第9号は、昭和六〇年度の発行となるため、母校の創立百周年記念号としてお届けすることとなりました。

この記念号は、ご多忙の中を、重量感溢れる玉稿を書いてお寄せ下さった諸先生のご好意や、二年間に亘り毎月開かれた会報編集委員会に必ずといってよい程、出席して編集企画の進行ぶりを暖く見守って下さった幹事長をはじめ執行部の中枢の皆さん、それに会報編集委員の皆さんによるご努力に恵まれたことは勿論のこと、この記念号の目玉となる大学当局への「意見書」の作成に従事された法職教育検討委員会や大学問題委員会の各部会の諸会員の長期にわたるご苦心の研究の成果それに多摩校舎まで遠征して法学部教授会のメンバーと長時間の討論に真剣に参加された諸会員のご熱意等々に支えられて初めて出来上ったといつて決して過言ではありません。

就中、中大法曹会としては初の試みである多摩校舎での教授との座談会と懇親会の開催に当っては、真田法学部長をはじめ法学部の諸先生のご懇篤なご協力を忝くしたことを申し添えます。これを契機に百周年以後の母校のためにこの企画が末長く継続されることを願ってやみません。

終りにアンケート用紙の余白に熱意のこもった意見を展開してくれた昭和五九年度法職講座の多数の受講生や第三八期司法修習生（本学関係）の諸君に深甚な敬意を表して今後の健闘を祈るものであります。

（会報編集委員会委員長 本間 稟記）

投稿

刑事判例研究会の復活

中央大学刑事判例研究会が復活され、昨年春から研究発表が行われてきている。この研究会は東大の刑事判例研究会（会長小野清一郎博士）と共に刑事判決に対する学理的研究を試みるものとして令名があり、昔は草野豹一郎、尾後貫莊太郎、一ノ瀬長治、さらには花井忠、吉田常次郎、塚本重頼等々の諸先輩の指導、参加の下に活動をつづけていたものであった。そして、その成果は『法学新報』誌上に掲載され、とくに実務家の人々によく読まれ、参考とされたものであった。遺憾ながら大学紛争などのためいつの間にかその活動を停止してしまっていたのであるが、大学内研究者の熱望とこれに協力を惜しまれなかつた法曹会出身各位の努力により見事復活され、すでに十数回の研究会がもたれ、参加者も常時四〇名を前後する程の立派なものとなっている。これを機会に、在朝、在野法曹の人々が相寄り相集まってこの研究会を一層盛り上げ、往時を凌ぐ内容の充実したものにしたいと参加者一同が願っている。発表成果は以前同様『法学新報』に掲載されているので、学問的業績としても高く評価されることになる。ここに在野法曹の積極的な参加を期待し、大学発展への一石を投ぜられんことを望むものである。

（下村康正）

中大法曹 第九号

昭和六十年五月二十日 印刷

昭和六十年五月二十五日 発行

（非売品）

発行人 信部高雄

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇

電話（九五六）六五五〇・六五六四

新學法

昭和六十年三月十日発行
第91卷 第8・9・10号

論 說

社会階級と犯罪(一)

——在米日本人の場合——藤本 哲也 (1)

「極端従属形式」は捨てられるべきか

——昭和五十八年九月二一日最高裁第一小法廷決定を機縁として——齋藤 信治 (55)

江戸幕府目付に関する一考察

——誓詞制度・柳之間寄合制度——本間 修平 (127)

通過取得論序説(一)

——範型としての古典期ローマ法——広瀬 克巨 (167)

憲法学における「国家」と「社会」

——K・ヘッセの「共同体」概念とその問題性——工藤 達朗 (227)

研 究

禁止の錯誤の回避可能性の判断基準

——とくに刑事政策的視点からの見解について——林 弘正 (323)

武力不行使原則の現代的変容

——民族解放戦争の位置づけをめぐって——西海 真樹 (343)

判 例 研 究

是非弁別能力を有する刑事未成年者を利用して窃盗を行なった者につき窃盗の間接正

犯が成立するとした事例——奈良 俊夫 (407)

覚せい剤・大麻の密輸入とその既遂時期・罪数

——土本 武司 (417)

中央大学法学会

昭和五十九年十一月三十日発行
第91卷 第5・6・7号

論 說

換期財政と改革(1)

——カナダ会計検査院長報告、一九七五年の意義(2)——加藤芳太郎 (1)

布告・達の謬った番號標記について——堀内 節 (27)

自招危難論

——權利濫用説による解決——吉田 宣之 (63)

特 別 講 義

ライター・ヘンリッヒ

(1)改正を前にした西ドイツ国際婚姻法

(2)西ドイツ国際物権法の改正提案

(3)論争たけなわの離婚効果——桑田三郎訳 (129)

研 究

オーストリアにおける自由委任の原理

——連邦憲法第五六条の意味とその変容をめぐって——山本 悦夫 (185)

判 例 研 究

違法な別件逮捕中に入手された自白を資料に発付された令状による逮捕下で行われた

勾留質問手続でなされた自白の証拠能力を肯定し、この逮捕に引き続きなされた勾留

中に行われた消防職員の出火場所等についての質問手続でなされた自白の証拠能力を

肯定した事例——瀧美 東洋 (221)

中央大学法学会

下記宛御一報あれば直送致します。

東京都王子市東中野 742 番地 1
中央大学 法学新報編集所

定 価	一 号	金 250 円	送料 金 300 円
	半年分	金 1500 円	送料 金 1800 円
	一年分	金 3000 円	送料 金 3600 円

売捌所 中央大学 出版部